

目標達成のための施策

【施策1-①】広域路線バスの再編

一定の利用が見込める（輸送量の維持）ことと、効率的な運行（平均乗車密度の増加）のバランスをとれた運行内容に再編・見直しを行う

【再編・見直しの基本的な考え方】

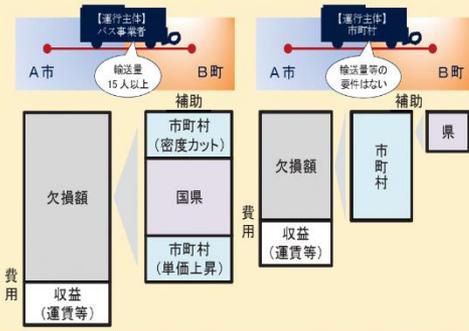
- 平行・重複する路線等に分散している利用を束ねて集約化する
- 各種送迎バス（病院送迎バス、通学用バス等）を統合することで混乗を推進する
- 広域的な目的施設や住宅地等を經由するルートに見直し需要を取り込む
- 利用の少ない路線・区間を見直し効率化する
- 利用に見合った適正なサービス水準に見直し効率化する
- 交通拠点で域内交通と接続させる

- 会津若松～湯川～喜多方方面路線の再編
- 会津若松～北会津～会津美里方面路線の再編
- 会津若松～会津坂下方面路線の再編
- 会津若松～河東～溪方面路線の再編
- 会津坂下～喜多方方面路線の再編
- 会津坂下～柳津方面路線の再編

【施策2-②】広域路線バス確保維持のための取組

県と市町村、バス事業者が連携・協働し、各種支援制度を活用しながら、確保維持にあたる。また、支援内容や支援額を見定め、より持続性のある路線再編を検討する。

【地域間幹線系統に対する支援の枠組み】 【市町村生活交通路線の支援の枠組み】



【施策5-①】ICTやデータを活用した一体的サービス

- 域内交通のオープンデータ化
- 会津圏域 MaaSの構築



【施策5-②】運賃施策

- 分かりやすく利用しやすい運賃施策の検討
- 圏域内フリー乗車券導入の検討



【施策3-②】広域路線バス再編にあわせた域内交通の導入

- 域内交通による代替性の検討

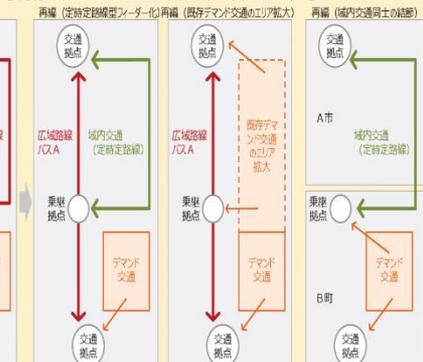
- 域内路線バスのルート変更や拡大による代替（幹線、枝線の役割分担）
- 域内デマンド交通等の変更や拡大による代替（幹線、枝線の役割分担）
- 域内路線バスやデマンド交通等を結節させることにより広域路線化することによる代替

- 新たな域内交通の導入検討

- 【新たな域内交通のイメージ】
- 公共交通空白地有償運送
 - 住民主体ボランティア輸送
 - AI オンデマンドバス（デマンド型タイミクルーティング）
 - 乗用タクシーの活用（相乗り等）

- 【連携を図ることで効果的な移送に資する各種送迎バスのイメージ】
- ハイスクールエクスプレス
 - 病院送迎バス

【既存の域内交通での代替策（イメージ）】



会津圏地域公共交通網形成計画の概要

目的・区域・期間

◆計画策定の背景・目的

通勤・通学や通院など日常生活圏が拡大する中における移動手段として広域路線バスの維持が求められているが、運行距離が長いという特性上、多額の運行費用が必要となっている。県と市町村、バス事業者が連携・協働し、各支援制度を活用しながらその維持にあたっているが、利用者が長期的に減少傾向にあり、東日本大震災以降は、被災地特例による国の支援を受けることで運行を維持してきたが、令和2年9月をもって特例が終了することから、今後、広域路線の確保維持がより一層困難な状況となることが見込まれている。

こうした背景を踏まえ、通勤・通学・通院・買い物といった日常生活の交通行動に一定のまとまりがみられる会津圏域6市町村を対象とし、地域課題の整理や移動ニーズの分析から、広域バス路線の再編について検討を行い、基本的な方針・目標及び将来像を示した上で、その実現のための具体事業（地域公共交通再編事業含む）や実現化方策を定める。

◆計画の区域

会津圏域6市町村（会津若松市、喜多方市、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町）の全域とする。

◆計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間とする。

	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
会津圏地域公共交通網形成計画	2020～2025					
会津圏地域公共交通再編実施計画	2020～2025					
会津若松市地域公共交通網形成計画	2016～2021		[変更 2022～]			
喜多方市地域公共交通網形成計画	2017～2021		[変更 2022～]			
会津美里町地域公共交通網形成計画	2019～2025					



推進体制～県と市町村の連携・協働の枠組み



会津圏域地域公共交通再編実施計画

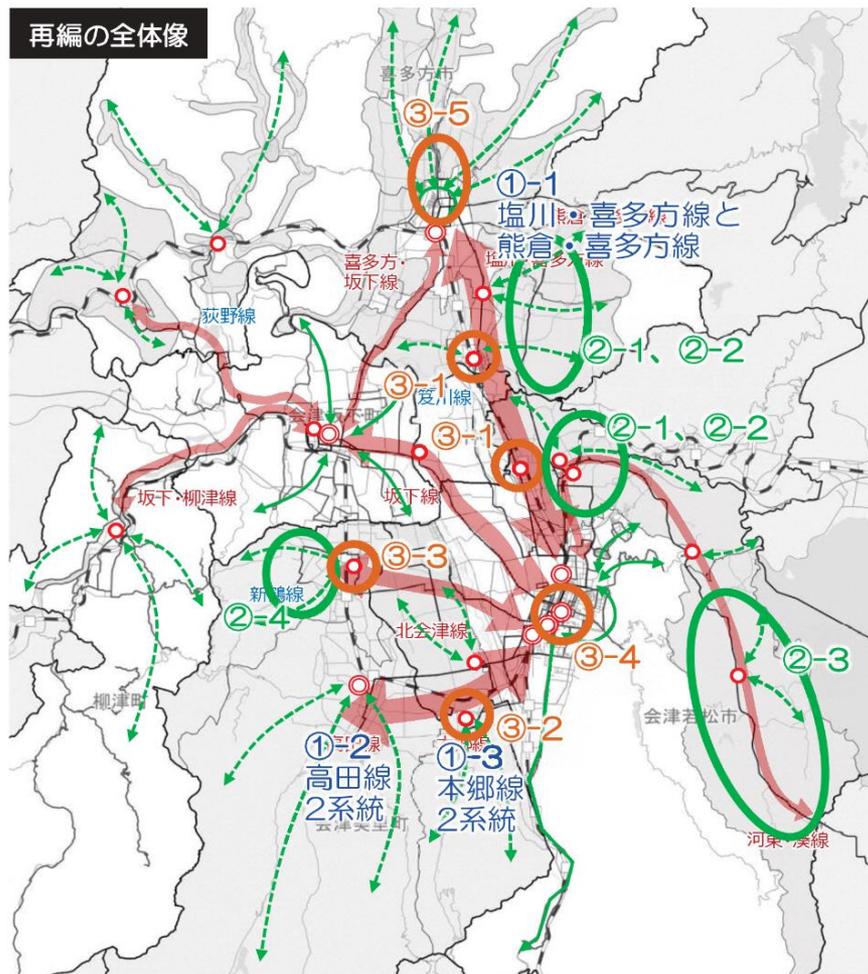
- 会津圏域6市町村に跨る「広域路線バス」について、「域内交通」との一体的な再編・見直し
- 平行・重複する路線の集約化や、利用の少ない区間の域内交通（デマンド等）での代替などにより、圏域の移動手段を確保・維持しつつ、広域路線バスの持続性・生産性を向上させる
- 新たに交通拠点や目的施設を経由するなどにより、需要の取り込みや域内交通との接続を強化する

【作成主体】 福島県・会津圏域6市町村（会津若松市・喜多方市・会津坂下町・湯川村・柳津町・会津美里町）

【計画区域】 会津圏域6市町村

【実施期間】 令和2（2020）年10月～令和7（2025）年9月（6年間）

再編の全体像



【主な事業内容】

①平行・重複する路線の集約化

- ①-1 塩川・喜多方線と熊倉・喜多方線の統合再編（ゾーンバス化）
- ①-2 高田線2系統の統合再編
- ①-3 本郷線2系統の統合再編

②利用の少ない区間の域内交通（デマンド等）での代替

- ②-1 熊倉・喜多方線の代替として、域内交通の導入（朝夕対応）
- ②-2 域内交通の運行エリア・指定乗降場所の拡大（昼間対応）
- ②-3 河東・湊線の域内交通（みなとバス）との一体的な見直し
- ②-4 新鶴線の域内交通との一体的な見直し

③ルート変更により、新たに交通拠点や目的施設を経由

- ③-1 熊倉・喜多方線の代替交通の会津医療センター、塩川グリーンプラザへの経由
- ③-2 本郷線の本郷庁舎乗り入れ、高校通学対応
- ③-3 新鶴線の新鶴庁舎乗り入れ、吹上台住宅の経由
- ③-4 若松・坂下線の会津若松市内の経路変更（神明通り・竹田病院経由）
- ③-5 喜多方・坂下線の喜多方市街地内の経路変更（有隣病院経由）及び喜多方市街地循環路線の新規導入

④交通拠点での路線バスと域内交通のダイヤ調整

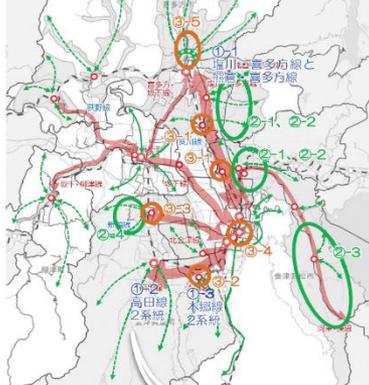
- ◎ 会津若松駅、神明通り、竹田病院、西若松駅、喜多方駅、坂下営業所、じげんプラザ、他
- 本郷庁舎、新鶴庁舎、湊小学校前、会津医療センター、塩川グリーンプラザ、他

再編事業の概要

会津圏地域公共交通再編実施計画

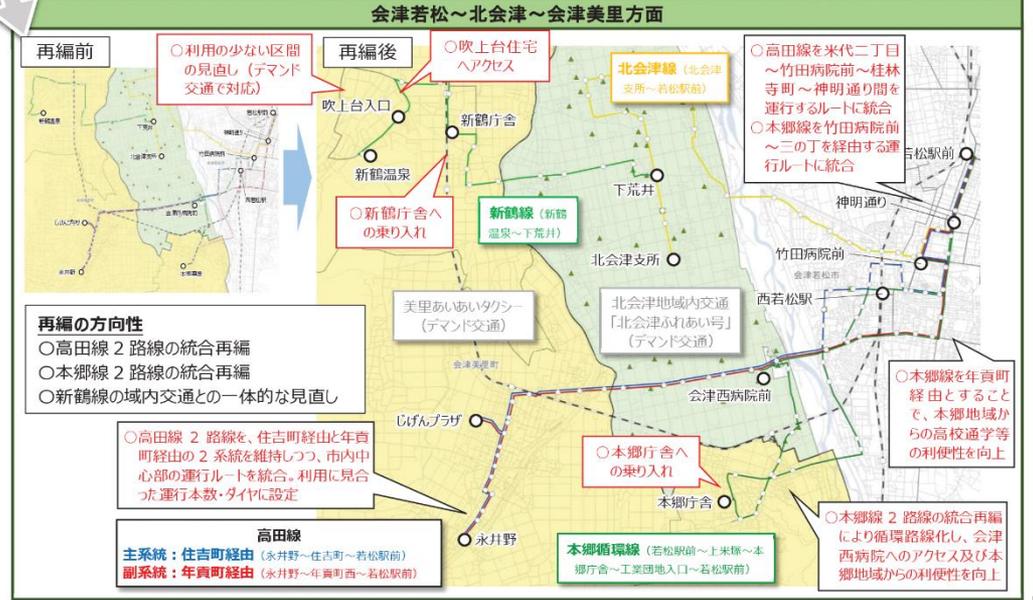
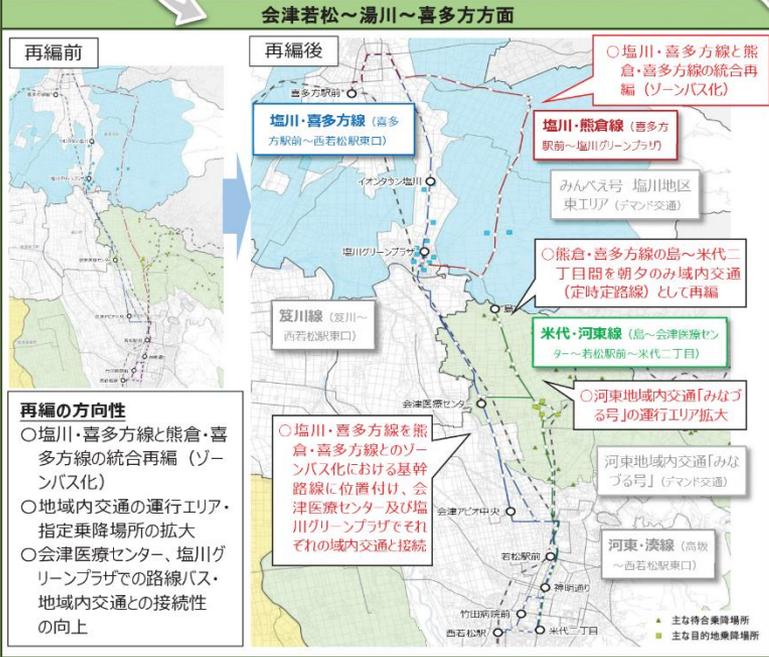
- 会津圏域6市町村に跨る「広域路線バス」について、「域内交通」との一体的な再編・見直し
- 平行・重複する路線の集約化や、利用の少ない区間の域内交通（デマンド等）での代替などにより、圏域の移動手段を確保・維持しつつ、広域路線バスの持続性・生産性を向上させる
- 新たに交通拠点や目的施設を経由するなどにより、需要の取り込みや域内交通との接続を強化する

再編の全体像



【主な事業内容】

- ① 平行・重複する路線の集約化
 - ①-1 塩川・喜多方線と熊倉・喜多方線の統合再編（ゾーンバス化）
 - ①-2 高田線2系統の統合再編
 - ①-3 本郷線2系統の統合再編
- ② 利用の少ない区間の域内交通（デマンド等）での代替
 - ②-1 熊倉・喜多方線の代替として、域内交通の導入（朝夕対応）
 - ②-2 域内交通の運行エリア・指定乗降場所の拡大（昼間対応）
 - ②-3 河東・湊線の域内交通（みなとバス）との一体的な見直し
 - ②-4 新路線の域内交通との一体的な見直し
- ③ ルート変更により、新たに交通拠点や目的施設を経由
 - ③-1 熊倉・喜多方線の代替交通の会津医療センター、塩川グリーンプラザへの経由
 - ③-2 本郷線の本郷庁舎乗り入れ、高校通学対応
 - ③-3 新路線の新鶴庁舎乗り入れ、吹上台住宅の経由
 - ③-4 若松・坂下線の会津若松市内の経路変更（神明通り・竹田病院経由）
 - ③-5 喜多方・坂下線の喜多方市街地内の経路変更（有隣病院経由）及び喜多方市街地再編路線の新規導入
- ④ 交通拠点での接続性の向上
 - 会津若松駅、神明通り、竹田病院、西若松駅、喜多方駅、坂下堂黒所、じげんプラザ、橋
 - 本郷庁舎、新鶴庁舎、湊小学校前、会津医療センター、塩川グリーンプラザ、橋



資料1 第2期会津若松市地域公共交通再編実施計画(案)の概要

令和2年8月策定予定

計画策定における基本的な考え方

項目	第2期市地域公共交通再編実施計画	会津圏地域公共交通再編実施計画
市と圏域の関係	公共交通ネットワークとして有機的に繋がりが機能させていくために、圏域と市町村で役割分担し、相互に連携し整合性を図りながら進めていく。	
再編の考え方	被災地特例後の試算からも、持続可能な公共交通としていくためには、新しい利用の獲得を目指した経路変更や利用が少ない区間の効率化、需要に応じた運行量の設定を図る必要がある。なお、経路や本数の見直しにあたっては、乗降調査結果や定期券情報など利用状況を把握しながら、現在の利用者への影響を考慮した段階的な再編・見直しを含めた対応を検討する。	
広域路線バスの再編	市町村に跨る広域路線バスについては、本市のみで見直しや再編を行うことができないことから、圏域協議会へ参画し、圏域再編実施計画の策定を通じ、本市側の意向を反映させながら具体的な検討・調整を図っていく。	広域路線バスの持続性・生産性向上に向けて、一定の利用が見込める(輸送量の維持)ことと、効率的な運行(平均乗車密度の増加)のバランスがとれた運行内容に再編・見直しを行う。
市域内交通の再編	広域路線の見直し・再編によって、運行形態の変更や交通空白地域への対応が必要な場合には、既存の域内交通での代替や新たな域内交通の導入により対応を図る。	広域路線の再編によって生じる市町村内の見直しや再編については、各市町村の網形成計画等にに基づき、各地域公共交通会議等において方針・内容を検討する。

計画の基本事項

項目	第2期市地域公共交通再編実施計画	会津圏地域公共交通再編実施計画
計画策定の目的	市域地域公共交通網形成計画(平成28年3月策定)に基づく路線再編のアクションプランとして、計画的に地域公共交通再編事業を進めていくために策定する。	会津圏地域公共交通網形成計画(令和2年3月策定)に基づく路線再編のアクションプランとして、計画的に地域公共交通再編事業を進めていくために策定する。
計画の区域	会津若松市全域とする。なお、近隣市町村に跨る広域路線バスの再編にあたっては、会津圏地域公共交通再編実施計画と連携した対応を図る。	会津圏域6市町村(会津若松市、喜多方市、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町)の全域とする。
計画の期間	令和2年(2020年)度から令和3年(2021年)度までの2年間とする。	令和2年(2020年)度から令和7年(2025年)度までの6年間とする。
その他	策定にあわせ市域公共交通網形成計画(平成28~令和3年度)の中間評価及び第1期再編実施計画(平成30~令和2年)の評価を行う。	—

	28年(2016)	29年(2017)	30年(2018)	元年(2019)	2年(2020)	3年(2021)	4年(2022)	5年(2023)	6年(2024)	7年(2025)	
会津圏域					2020~2025 会津圏域6市町村の広域路線を中心とした公共交通のマスタープラン						
					2020~2025 会津圏域6市町村の広域路線の再編とそれに関わる域内交通の一体再編						
会津若松市	2016~2021 会津若松市の公共交通のマスタープラン				次期 2022~						
					【第1期】 2018~2020 市内路線の再編		【第2期】 ~2021 広域路線と 市内路線の 一体再編				
他市町	喜多方市地域公共交通網形成計画			2017~2021							
	会津美里町地域公共交通網形成計画			2019~2025							

第1期会津若松市地域公共交通再編実施計画の概要

平成30年3月

計画の基本事項

◆計画の目的

地域公共交通網形成計画(平成28年3月策定)に基づく路線再編のアクションプランとして、計画的に地域公共交通再編事業を進めていくために策定する。

◆計画の位置づけ

本計画では、これら地域公共交通再編事業のうち市域内での再編を中心とする「第1期再編」の具体的な実施計画を策定する。なお、今後必要となる広域路線の再編については、被災地特例終了後(平成32年10月以降)のネットワーク形成を見据えた「第2期再編」として、隣接市町村との協議・調整を図りながら、広域的な対応及び計画策定を検討していく。

◆計画の区域

区域は会津若松市全域とする。

◆計画の期間及び実施予定期間

本計画の期間は平成30年4月から平成32年9月までの3年間とする。



	H28	H29	H30	H31	H32		H33
					~9月	10月~	
計画	会津若松市地域公共交通網形成計画(H28年度~H33年度)						
				第1期会津若松市地域公共交通再編実施計画(H30年度~H32.9)		(仮称)第2期再編実施計画(H32.10~)	
再編事業		実証 まちなか循環路線 評価・検証	運行 湊域内交通 評価・検証				
				市内路線を中心とした再編			広域路線を中心とした再編
					評価・検証		評価・検証

広域的な取組を進めることが出来たポイント

どうして連携できたか？～定期的な連携と課題認識の共有

- ・広域の協議会設置の数年前から、定期的にバス担当者会議を開催（2カ月に1回程度、あくまで担当者レベルのゆるめの会議、定期的に懇親会も開催）。
- ・上記の担当者会議をベースに、複数市町村間で連携して路線バスの乗降調査を実施。
- ・「被災地特例が終わると地域間幹線系統が維持できなくなる！」という、共通の危機意識を持つことが出来た。

どうして市が動いたのか？～広域連携しないと効果的な路線再編は不可能

- ・市単独計画での再編ではネットワークとして機能する路線再編が出来ない。
- ・県ではなかなか地域の実情が分からない・・・地域間幹線系統が多く乗り入れる中心市が全体調整していくことが現実的な対応（しかし、負担が大きいのも事実・・・）。

【今後への期待】

- ・広域の法定協議会の設置により、きちんとした枠組みの中で、関係市町村間で定期的な情報共有や協議が行われている。
- ・福島県が全県域の公共交通計画の策定に着手。
- ・県が広域路線の確保維持を中心的に担うことで、市町村はより地域内交通の検討や構築に注力できるのは。